

# 北大漢簡『周訓』の思想史的研究

『詩』の引用を中心に――

草野友子

キーワード 北大漢簡『周訓』『詩』魯詩 教訓的故事集

## 序言

北京大學藏西漢竹書（以下、北大漢簡）とは、海外に流出した竹簡を關係者が買い取り、二〇〇九年一月到北京大學に寄贈したものである。竹簡の總數は三三四六枚、その内容は、六藝類、諸子類、詩賦類、兵書類、數術類、方術類と多岐に渉る。二〇一二年一二月にまず『老子』が『北京大學藏西漢竹書（貳）』（北京大學出土文獻研究所編、上海古籍出版社）として刊行され、その後、陸續と公開が進んでいる。

二〇一五年九月に出版された『北京大學藏西漢竹書（叁）』（北京大學出土文獻研究所編、上海古籍出版社）に収録されている『周訓』は、戰國時代の周の昭文公の共太子に對する訓戒が記された文獻である。整理者は本篇について、『漢書』藝文志・道家類の『周訓』十四章であり、その思想的特徴は戰國時代後期から漢代初期に流行した道家の黃老學派であると見なしている。しかし、先行研究ですでに竹簡本『周訓』と『漢書』に見える道家類の『周訓』とは同一文獻ではない可能

性が指摘されている。

そこで、本論では、『周訓』に引用されている『詩』の内容を中心に検討し、その思想的傾向について考察していきたい。

## 一、北大漢簡『周訓』の基礎情報

以下、『周訓』の整理者による「説明」に従って、本篇の基礎情報をまとめておきたい。

整理者は、北京大學出土文獻研究所の韓巍氏。竹簡は現存二二一枚、完整簡は二〇六枚（綴合されたものも含む）、殘簡五枚。別に六枚の殘簡があり、書體が『周訓』に屬すると見られるため、暫定的に『周訓』の篇末に置かれている。完簡の長さは三〇・二〜三〇・五cm、幅〇・八cm。三道編で、契口がある。每簡二四〜二八字が筆寫されており、第二一簡の本文の下には「大凡六千」の四字が書かれている。ただしこの四字は本文の書體と異なるため、竹書の使用者が加えたものと推測されている。現存の總字數は約五〇〇〇字で、一〇〇〇字近くが失われており、元々の竹簡の枚數は約二五〇枚であったと考えら

れている。第三簡の背面には「周馴」の二字があり、本文の書體と一致することから、抄寫者によって書かれた篇題であると見られる。

本篇は傳世文獻には見えない内容であり、「周昭文公」（戰國中期の東周の君）が「龔（共）太子」（共太子）に訓戒するという形式で、堯・舜・禹から戰國中期に至るまでの歴史故事が記されている。全體は十四章で構成されており、ほとんどが冒頭に墨點「・」が附された上で、「維歲○月更旦之日、共太子朝、周昭文公自身貳（敕）之、用茲念也。曰」（更旦とは毎月初一の朔日、「○」には月の數字が入る）と始まり、末尾は「已學（教）、太子用茲念、斯乃受（授）之書、而曰自身屬（囑）之曰、女（汝）勉毋忘歲正月更旦之馴（訓）」と締め括られている。本篇について整理者は、『漢書』藝文志・道家類の『周馴』十四篇であり、「黃老」學派の文獻であると見なしているが、その見解については異論がある<sup>1)</sup>。

## 二、『周馴』引『詩』の検討

本論では、『周馴』に引用されている『詩』に注目したい。整理者は、『周馴』が引用する『詩』は、戰國時代以前にすでに定型となっていた『詩經』であると見なしている。『周馴』に引用されている『詩』はほとんどが「毛詩」であり、黃老道家文獻とは異なるものである。また、『周馴』が引用する『詩』には具體的な故事の對應があり、これは戰國時代後期から漢代の儒家が『詩經』を引用して説く際にしばしば見られる方式である。

そこで、『周馴』において『詩』が引用されている部分をそ

れぞれ検討していきたい。便宜上、章のまとまりごとに（1）（2）……と番号を附す。【1】内の算用數字は竹簡番号、（ ）内は釋讀後の文字、「」内は竹簡欠損部分の文字を整理者が補った箇所、〽は直前の文字が誤寫でその正しい文字を示したものである。また、検討対象を明確にするために、『詩』の引用部分は傍線―で示し、（1）に頻出する「爲人君者」「爲人君」はゴシック体を用いている。

### （1）「正月」章

・維歲正月更旦之日、共太子朝、周昭文公自身貳（敕）之、用茲念也。【1】曰、爲人君者、賞罰不可以不當、賞罰不當則母以使民。爲人君【2】者、決獄不可以不正、不正則善人怠善、而姦人勸姦。故國德君正曰【3】「聖」、官正曰「敬」、此治民之道也。爲人君者、不可以輕言、輕言則多失、多失則【4】多悔。故彭祖曰「戒之戒之、言不可追」、此之謂虜。爲人君者、不可以言【5】不智、言不智則是自窮也。處上立（位）而數自窮也、其何以正下。爲人君者、【6】不可以盡請（情）於其臣、盡請（情）於其臣、將何以君人。爲人君者、不可以大穀（愆）、穀（愆）則大【7】信人、大信人則可皇（誑）、可誑則可奪。諺曰、「躡之恃而躡是失。」以諺正之、則守國【8】……不達、不達則氣不治、氣不治則放（妨）於壽。爲人君者、不可以大酒、大酒則大芒（荒）、主大【9】芒（荒）而臣不芒（荒）者、國非其國已。故『詩』曰「耿耿不寐、如有隱憂」、此之謂【10】也。爲人君者、不可以不好聽、不好聽則母從智（知）之請（情）、故必聽而勿聞【11】、智（知）而默前。此諺之所謂曰「不狂不聾、不能

爲人公」者也。故『書』曰【12】「大智似狂、其此之謂乎。爲人君者、不可以信讒、信讒則苛民、苛民則正（政）乳（亂）【13】、正（政）乳（亂）則民移、民移則國空虛、國空虛而城不守。主欲母危、其得已乎。故『書』曰「失之【14】於本、不可反（返）於末」、此之謂乎。爲人君者、喜怒不可以還（旋）發之於【15】前。有所唯、未可以還（旋）唯之、有所非、未可以還（旋）非之。穆穆乎。賢主之【16】心、如臨深淵、其誰能極之。故『詩』曰、「戰戰淩淩（兢兢）、如臨深淵、如履薄冰。」夫【17】君人者將如臨深淵、而臣人者將如履薄冰。此諺之所謂曰「爲【18】主不易、爲臣不易」者也。夫爲人君而有所唯、則還（旋）唯之、則所唯【19】者、其庸必唯虐。有所非、則還（旋）非之、則所非者、其庸必非乎。故爲【20】人君而是非不當、則爲不明、爲上而不明、其下將代之。故『詩』曰【21】「敬之敬之、天度定之」、此之謂也。爲人君者、不可以通其羣臣之言、通其羣臣之「言」、則【22】臣相智（知）情、臣相智（知）情則不和、不和則乳（亂）主、乳（亂）主則主危。故『書』曰、「周之密之、重之閉之【23】、福則存矣。」此爲人君者所謹慎也。已學（教）、天子用茲念、欺（斯）乃受（授）之【24】書、而曰自身屬（囑）之曰、女（汝）勉毋忘歲正月更且之馴（訓）。【25】

・維の歳正月更且の日、共天子朝し、周の昭文公自身ら之を救するに、茲を用て念うなり。曰く、人君爲る者、賞罰以て當たらざるべからず、賞罰當たらざれば則ち以て民を使する母かれ。人君爲る者、決獄以て正しからざるべからず、正しからざれば則ち善人善を怠りて、姦人姦を勸む。故に國の徳君正し

きを「聖」と曰い、官正しきを「敬」と曰うは、此れ民を治むるの道なり。人君爲る者、以て言を輕んずべからず、言を輕ろんずれば則ち失多く、失多ければ則ち悔多し。故に彭祖「之を戒めよ之を戒めよ、言追うべからず」と曰うは、此れを之謂うか。人君爲る者、以て不智を言うべからず、不智を言えば則ち是れ自ら窮まるなり。上位に處りて數しば自ら窮まるや、其れ何を以て下を正しくせん。人君爲る者、以て情を其の臣に盡くすべからず、情を其の臣に盡くせば、將に何を以て人に君たらんとせん。人君爲る者、以て大いに怒にすべからず、怒にすれば則ち大いに人を信じ、大いに人を信じれば則ち誑くべし、誑くべくんば則ち奪うべし。諺に曰く、「躡之れ恃みて躡是れ失あり」と。諺を以て之を正しくすれば、則ち國を守り……達せず、達せざれば則ち氣治まらず、氣治まらざれば則ち壽を妨ぐ。人君爲る者、以て大いに酒のむべからず、大いに酒のめば則ち大いに荒れ、主大いに荒れて臣荒れざるは、國其の國を非るのみ。故に『詩』に「耿耿として寐ねられず、如して隱憂有り」と曰うは、此れを之謂うなり。人君爲る者、以て聽くを好まざるべからず、聽くを好まざれば則ち知の情に従う母く、故に必ず聽きて聞かず、知りて前に黙す。此れ諺の所謂「狂せず聾せざるは、人の公と爲ること能わず」と曰う者なり。故に『書』に「大智は狂に似たり」と曰うは、其れ此れを之謂うか。人君爲る者、以て讒を信ずべからず、讒を信じれば則ち民を苛し、民を苛すれば則ち政亂れ、政亂るれば則ち民移り、民移れ

ば則ち國空虛なり、國空虛にして城守れず。主危うきこと母からんと欲するは、其れ得るのみか。故に『書』に「之を本に失い、末に返すべからず」と曰うは、此れを之謂うか。人君爲る者、喜怒するに以て旋たまちに之の前に發すべからず。唯いう所有るも、未だ以て旋たまちに之に唯いうべからず、非いう所有るも、未だ以て旋たまちに之に非いうべからず。穆穆たらんや。賢主の心、深淵に臨むが如きは、其れ誰か能く之を極めん。故に『詩』に曰く、「戰戰兢兢として、深淵に臨むが如く、薄氷を履むが如し」と。夫れ人に君たる者は將に深淵に臨むが如くせんとして、人に臣たる者は將に薄氷を履むが如くせん。此れ諺の所謂「主と爲るに易やすからず、臣と爲るに易やすからず」と曰う者なり。夫れ人君爲りて唯いう所有れば、則ち旋たまちに之に唯いい、則ち唯いう所の者は、其れ庸なぞ必ず唯いわんや。非いう所有れば、則ち旋たまちに之に非いい、則ち非いう所の者は、其れ庸なぞ必ず非いわんや。故に人君爲りて是非不當なれば、則ち明らかならざるを爲す。上を爲して明らかならざるは、其の下將に之に代わらんとす。故に『詩』に「之を敬し之を敬す、天度はかりて之を定む」と曰うは、此れを之謂うなり。人君爲る者、以て其の羣臣の言に通ずべからず、其の羣臣「の言」に通ずれば、則ち臣相情あいを知り、臣相情を知れば則ち和せず、和せざれば則ち主を亂し、主を亂せば則ち主危うし。故に『書』に曰く、「之を周し之を密し、之を重し之を閉し、福則ち存す」と。此れ人君爲る者の謹慎する所なり。已に教え、大子茲を用て念い、

斯乃すなわち之に書を授け、而して曰(※衍字)自身ら之に囑して曰く、汝勉めて歲正月更旦の訓を忘るること母かれ、と。

本章では、「人君爲る者」として、人の上に立ち、國を治める君たる者のあるべき姿について述べられている。ここでは、賞罰が不當であつてはならないこと、訴訟の判決に不正があつてはならないこと、言を輕んじてはならないこと、不智であると言つてはならないこと、臣下に情を盡くしてはならないこと、人に對して誠實すぎてはならないこと、壽を妨げてはいけないこと、酒を飲みすぎてはいけないこと、よく傾聽すべきこと、讒言を信じてはいけないこと、喜んだり怒つたりしているときに率先して發言してはならないこと、羣臣の言に通じることがあることなどについて論じられている。

では、この章で引用されている『詩』について検討していきたい。まず、第一に、『詩經』邶風・柏舟の「耿耿不寐、如有隱憂」が引用されている。

汎彼柏舟、亦汎其流。耿耿不寐、如有隱憂。微我無酒、以敖以遊。

汎へんたる彼の柏舟、亦汎ひんとして其れ流る。耿耿こうこうとして寐いねられず、如しかして隱憂いんゆう有り。我に酒無いんぼうきに微あず、以て敖あび以て遊あそぶ。

(水に浮かび漂うあの柏舟、また漂いながら流れていく。憂えて眠ることができず、心に深い痛みがある。遊んで氣を紛らわすよ  
うな酒が私にないわけではないのだが。)

詩序によれば、この詩は仁人であっても小人にはばまれて不遇であったことを嘆いた詩であるとされる。齊詩・魯詩・韓詩はいずれも女子の心情を描寫したものであると見なしており、毛詩の見解とは異なる。一方、『周訓』の引用する『詩』は三家詩の解釋とは異なり、明らかに君主たる者について描寫しており、これは毛詩の解釋と合うようである。ただし、簡文の上下の文を見ると、ここで『詩』を引用している意圖は、君主は酒を飲みすぎてはならないことを説明するためである。簡文では、人君たる者が酒を飲みすぎると大いに荒れ、君主が大いに荒れて臣下が荒れていない状態になると、その國は非難の對象となる、と述べてられている。おそらく元々この詩は「酒」と關係が深く、なおかつ憂慮の心情を表していることから、「斷章取義」によって引用されたのであろう。したがって、簡文が引用するこの詩は、四家詩の解釋とは異なるものであると言える。

第二に、『詩經』小雅・節南山之什・小旻の「戰戰兢兢、如臨深淵、如履薄冰（戰戰兢兢として、深淵に臨むが如く、薄冰を履むが如し）」が引用されている。君主たるものは、深い淵に臨むように、薄い氷を踏むように、恐れ慎むべきであるという意味であり、傳世文獻でしばしば引用されている名句である。『周訓』のこの箇所では、君主は喜んで怒ったりしているときに率先して發言してはならないと述べた。「唯」すなわち「はい」と肯定して言うところがあっても、ただちに「はい」と言ってはならない。また、「非」すなわち「いいえ」と否定して言うところがあっても、ただちに「いいえ」とは言ってはならない。その例として「戰戰兢兢、如臨深淵、如履薄冰」を引用し、

慎み深くあるべきだとする。

また、人に君たる者は深淵に臨むようにして、人に臣たる者は薄氷を踏むようにするのが、諺の「爲君不易、爲臣不易」（君主となるのは容易ではなく、臣下となるのは容易ではない）であるとも述べる。『呂氏春秋』と『淮南子』の高誘注では、この詩は人々に對して小人がもたらす危害を警告したものであると見なされている。この詩について王先謙は、高誘の解釋は魯詩に基づくものであり、またこの詩句は「最古義」であると見なしている。<sup>(3)</sup>『周訓』のこの箇所では、君主は自身の考えの奥深さを悟らせず、また臣下は常に警戒心を持ち續けるべきであることが述べられている。當然、これは自分の地位や人々の安全を保ち、危害を免れるようにするためである。毛詩ではこの詩の主題は周の幽王を諷刺したものであると見なされており、高誘の理解とは異なるものである。この點から考えると、『周訓』で引用されている詩は明らかに毛詩の解釋とは異なり、魯詩に近いと言える。

第三に、「敬之敬之、天度定之」が引用されており、これに關連するものは『詩經』周頌・閔予小子之什・敬之であると見られる。

敬之敬之、天維顯思。命不易哉。無曰高高在上。陟降厥士、日監在茲。維予小子、不聰敬止。日就月將、學有緝熙于光明。佛時仔肩、示我顯德行。

之を敬し之を敬す、天維れ顯らかなり。命は易からず。高高と上に在りと曰う無かれ。厥の士を陟降し、日監みて茲に在り。維れ予が小子、聰敬す。日就しく月將く、學びて光明に緝熙する有

らん。佛おほいなる時の仔肩しけん、我けんに顯徳けんとく行こうを示せ。

（慎むべき、慎むべき。天は天上にあつて明らかだ。しかし、天の命は保ちがたい。天は高高と上にあると言うこともなく、我ら羣臣のもとに降臨して、日々ここで我らのことを見つめてほしい。

私は年少であり、天の声を聽いて慎む。時がたてば、私の學問が光明さをより増すだろう。重大な私の任務、私にはつきりとした良き行い（恵み）を示したまえ。）

『周馴』のこの箇所は、第二の部分から引き續いて、肯定・否定の返答について述べられているが、『詩經』で「天維顯思」となっているところが、『周馴』では「天度定之」となっている。ここが該當箇所なのかどうかは確定しがたいものの、深く慎むべきであることを述べているのは間違いないであろう。三家詩のこの箇所についての解釋は不明である。鄭玄箋では、「敬之」の詩の「命不易哉」の「易」は動詞であり、「變易」（改變）の意味であるとする。『周馴』の引用にはこの一句は見られないが、ここで説かれているのは、君主として慎重に考えるべきであり、安易に肯定や否定の判断を行つてはならないということである。もしこの詩が確かに「敬之」のものであるならば、元々この詩の「易」は形容詞であり、「不易」の意味は「易やすからず」（容易ではない）ということであろう。<sup>4</sup>王先謙は、『左傳』僖公二十二年において魯の臧文仲が引用する「敬之」の詩の「易」は「容易」の意味であると見なしており、『周馴』に引用されている『詩』によると、王先謙の解釋は妥當であると見られる。また、魯詩はこの詩について、

羣臣が嗣王を戒めたものであると見なしているが、これは『周馴』の背景とも合うものであると考えられる。「易」を「容易」の意味とするのは、魯詩の解釋なのかもしれない。

## （2）「四月」章

「・維歲四月更旦之日、共大子朝、周昭文公自身貳（敕）之、用茲念也。曰、昔吳攻郢、昭王陞（垂）泣以辭其民曰、「與人之兄處而殺其弟、吾【54】弗忍也。與人之父居而殄其子、吾何以國爲。爲它人臣與爲吾臣【55】、豈有以異。楚吳其何澤（擇）。皆勉侍矣。吾將去女（汝）、往適遠方。」乃與其【56】奴宵出。夜半、郢人求君弗得、師若失親、莫不瀟泣。於是乃挂幼【57】扶老、抱負赤子、以從昭王。謂昭王曰、「以眾則楚不如吳、以勇則【58】吳不如楚。民請還爲致勇之寇。」乃反（返）、至于干（邗）王之所、令吳闔廬【59】一夜未嘗不三徙臥。闔廬無聊、不俛楚得、恐失其身、乃復歸郢、【60】若其始也。昭王有失郢之行、而無德於民、其乏祀必矣、豈又（有）尚【61】得爲君。此『詩』所謂「壞（懷）德維寧」者也。人君其胡可以母務壞（懷）德。已【62】教、大子用茲念、斯乃受（授）之書、而自身屬（囑）之曰、女（汝）勉毋忘歲四月【63】更旦之馴（訓）。【64】

「・維の歲四月更旦の日、共大子朝し、周の昭文公自身ら之に敕するに、茲を用て念うなり。曰く、「昔吳は郢を攻め、昭王泣を垂らして以て其の民に辭して曰く、「人の兄と處りて其の弟を殺し、吾忍びざるなり。人の父と居りて其の子を殄やし、吾何を以て國爲らん。它人の臣が爲と吾が臣が爲とは、豈に以て異なること有ら

ん。楚吳其れ何ぞ擇ばん。皆勉めて侍するなり。吾將に汝を去り、往きて遠方に適かんとす」と。乃ち其の奴と宵に出づ。夜半、郢人君を求むるも得られず、師親を失うが若く、瀾泣せざる莫し。是に於て乃ち幼を挂し老を扶し、赤子を抱負して、以て昭王に従う。昭王に謂いて曰く、「眾を以てすれば則ち楚吳に如かず、勇を以てすれば則ち吳楚に如かず。民請う還りて致勇の寇を爲すを」と。乃ち返り、邢王の所に至り、吳の闔廬をして一夜に未だ嘗て三たび徙臥せざるなからしむ。闔廬聊る無く、楚を俛して得られず、其の身を失うを恐れ、乃ち復た郢に歸るは、其の始の若きなり。昭王郢を失うの行有りて、徳民に無ければ、其れ祀を乏すこと必なり、豈に尚お君と爲るを得ること有らんや。此れ『詩』の所謂「徳を懷えば維れ寧き」者なり。人君其れ胡ぞ以て徳を懷うに務むること母かるべけんや。已に教え、天子茲を用て念い、斯乃ち之に書を授け、而して自身ら之に囑して曰く、汝勉めて歳四月更旦の訓を忘れるること母かれ、と。

ここでは、『詩經』大雅・生民之什・板が引用されている。

余人維藩、大師維垣。大邦維屏、大宗維翰。懷德維寧、宗子維城。無俾城壞、無獨斯畏。

余人維れ藩なり、大師維れ垣なり。大邦維れ屏なり、大宗維れ翰なり。徳を懷えば維れ寧し、宗子は維れ城なり。城をして壞れ俾むること無かれ、獨りとなること無かれ斯れ畏る。

(近臣は國の藩、大師は國の垣根。諸侯は國の屏。嫡子は國の守り。「君に」徳があれば「國は」安んじる。嫡子は城。その城を壞さないように、孤立することがないようにせよ、「孤立は」恐ろしいことだ。)

この箇所に関連するのが、『周訓』の以下の章である。

・昔齊桓公貳(救) 其後嗣曰、「諺有言曰、『生人曰飽、死人曰孝。』餘豈能【199】爲士、而尚令女(汝)道。夫君民者道、則爲人命。唯母不道、則人爲之【200】……」……主者、唯母失臣、豈有(又)尚得復君民。故『詩』曰、『壞(懷)徳唯寧、宗子唯城。』【201】女(汝)已爲城、而無有壞(懷)徳、則城必有隙。唯母有隙、其壞也必矣。『書』【202】曰、『木折必節、牆壞必隙。』國之安危、必在君世。嗣之述(遂)直(置)、必在季【203】歳。女(汝)尚勉徳以待(待)天福、而母自使廢。』【204】

ここでも「懷徳維寧、宗子維城」が引用されている。『漢書』諸侯王表の序ではこの句を引用して、「親親賢賢、褒表功德」の意を表しているとするが、王先謙はこれを齊詩の解釋と見なしている。また、『荀子』君道篇・彊國篇にいずれもこの詩句が引用されており、「愛民」と「好士」の重要性を強調するのは、魯詩の解釋であると指摘し、王先謙自身は魯詩と同じように解釋しているようである。『周訓』のこの箇所では楚の昭王が「吳師入郢」後に國を取り戻した故事について

述べられており、楚の昭王が「民を愛した」人物であったことが示されている。この部分では楚の昭王の親戚や賢臣は登場しないが、この点から考えると、『周馴』が引用する『詩』は魯詩の解釋に近いものであると推測される。

(3) 「七月」章

・維歲七月更旦之日、共大子朝、周昭文公自身貳(救)之、用茲念也。  
 【92】曰、昔秦穆公乘馬而車爲敗、右服失而野人得之。穆公自往求  
 【93】……已環穆公之車矣、晉梁囚(由)靡已扣穆公之左驂矣、晉惠  
 公之右【94】路石奮校擊穆公之左袂、其甲隕者已六札矣。野人嘗食馬  
 肉【95】於岐(岐)山之陽者三百于餘人、畢爲穆公奮於車下、述(遂)  
 大剋(克)晉、虜【96】惠公以歸。此『書』之所謂曰「君君子則正以  
 行德、賤人則寬以盡其【97】力」者也。人君其胡可以毋務惠於庶人。  
 已學(教)、大子用茲念、斯乃【98】受(授)之書、而自身屬(囑)  
 之曰、女(汝)勉毋忘歲七月更旦之馴(訓)【99】

・維の歲七月更旦の日、共大子朝し、周の昭文公自身ら之に  
 救するに、茲を用て念うなり。曰く、昔秦の穆公馬に乗りて車  
 爲に敗れ、右服失して野人之を得。穆公自ら往きて……求むる  
 に……已に穆公の車を環り、晉の梁由靡は已に穆公の左驂を扣え、  
 晉の惠公の右の路石は校を奮いて穆公の左袂を撃ち、其の甲隕  
 つる者已に六札なり。野人嘗て馬肉を岐山の陽に食らう者三百  
 于餘人、畢く穆公の爲に車下に奮い、遂に大いに晉に克ち、惠公  
 を虜して以て歸る。此れ『書』の所謂「君子に君たれば則ち正に

して以て徳を行ひ、賤人「に君たれば」則ち寛にして以て其の力  
 を盡くす」と曰う者なり。人君其れ胡ぞ以て庶人に惠するを務  
 むること母かるべけんや。已に教え、大子茲を用て念い、斯乃  
 ち之に書を授け、而して自身ら之に囑して曰く、汝勉めて歲七  
 月更旦の訓を忘れること母かれ、と。

この箇所について、整理者は関連する傳世文獻として、『呂氏春秋』  
 仲秋紀・愛土、『韓詩外傳』第十卷、『淮南子』汜論訓、『史記』秦本紀、  
 『說苑』復恩などを挙げてゐる。中でも特に関連が深いのは、『呂氏春  
 秋』仲秋紀・愛土である。

昔者、秦穆公乘馬而車爲敗、右服失而野人取之。繆公自往求之、  
 見野人方將食之於岐山之陽。繆公歎曰、「食駿馬之肉而不還飲酒、  
 余恐其傷女。」於是徧飲而去。處一年、爲韓原之戰、晉人已環繆  
 公之車矣、晉梁由靡已扣繆公之左驂矣、晉惠公之右路石奮校而擊  
 繆公之甲、中之者已六札矣。野人之嘗食馬肉於岐山之陽者三百有  
 餘人、畢力爲繆公疾鬪於車下、遂大克晉、反獲惠公以歸。此『詩』  
 之所謂曰「君君子則正、以行其德。君賤人則寬、以盡其力」者也。  
 人主其胡可以無務行德愛人乎。行德愛人則民親其上、民親其上則  
 皆樂爲其君死矣。  
 昔者、秦の繆公馬に乗りて車爲に敗れ、右服失して野人之を  
 取れり。繆公自ら往きて之を求むるに、野人方將に之を岐山の  
 陽に食らわんとするを見る。繆公歎じて曰く、「駿馬の肉を食ら



いて還かに酒を飲まずんば、余其の女を傷わんことを恐る」と。  
 是に於いて徧く飲ましめて去る。處ること一年、韓原の戦を爲し、  
 晉人已に繆公の車を環り、晉の梁由靡已に繆公の左驂を扣え、  
 晉の惠公の右の路石は杖を奮いて繆公の甲を撃ち、之に中つる者  
 已に六札なり。野人の嘗て馬肉を岐山の陽に食らいし者三百有  
 余人、力を畢くして繆公の爲に疾く車下に鬪い、遂に大いに晉に  
 克ち、反つて惠公を獲りて以て歸る。此れ『詩』の所謂「君子に  
 君たれば則ち正、以て其の徳を行わしむ。賤人に君たれば則ち寛、  
 以て其の力を盡くさしむ」と曰う者なり。人主其れ胡ぞ以て徳  
 を行い人を愛するを務むること無かるべけんや。徳を行い人を愛  
 すれば則ち民其の上に親しみ、民其の上に親しめば則ち皆其の  
 君の爲に死するを樂しむ。

秦の穆（繆）公の馬が逃げ、その馬を追ったところ、野人たちが捕  
 らえて食べようとしているのを見た。穆公は、その馬を野人に與えた  
 だけでなく、酒も振る舞った。時が過ぎ、韓原の戦で晉人が穆公を捕  
 らえようとした時、馬肉を食べた野人たち三百人が救援にかけつて  
 穆公のために盡力し、秦は晉に大勝した。

このような内容が記載されているが、『周馴』本文(3)「七月」章  
 に二重線Ⅱで示したように、『周馴』では『書』の引用となっている  
 箇所が、『呂氏春秋』では『詩』の引用となっている。いずれも傳世  
 の『詩』『書』には見えない部分であるが、ここでは「君子たちの君  
 であるならば、正しい心によって彼らの徳を發揮させ、賤人たちの君

であるならば、寛大な接し方によって彼らなりの力を盡くさせる」と  
 述べ、人の上に立つ者は徳を行ひ民を愛すことに務めるべきであると  
 する。『呂氏春秋』ではさらに、人民が上位者に親しめば、彼らは皆  
 その君のために命を懸けることを樂しむ、と述べられている。

#### (4)「九月」章

「・維歲九月更旦之日、共大子朝、周昭文公自身貳(救)之、用茲念也。  
 曰、……車、爲下餼、獨而餽之。餓人再咽而能視矣。宣孟問之曰、「爾  
 何爲」[11]而飢若此。」對曰、「臣宦於降(絳)、歸而糧絕。羞行氣(乞)  
 而曾(憎)自取、故至於」[12]若此。」宣孟予之脯二胸、拜受而弗敢食。  
 問其故、曰、「臣有老母、將」[13]以遺之。」宣孟曰、「斯食之、吾更  
 子女(汝)。」乃賜之脯二束與餘布百、述(遂) [14]去之上。處三年、  
 晉靈公欲殺宣孟、伏士於房中以待(待)。發酒、宣孟 [15]智(知)之、  
 中飲而出。靈公令房中之士疾追殺之。一人追遽、先及宣 [16]孟、見  
 宣孟之面、曰、「欵、君邪。請爲君反死。」宣孟曰、「而名爲誰。」反走、  
 [17]且對曰、「何以名爲。臣夫委桑下之餓人也。」環(還)鬪而死。  
 宣孟述(遂)生。 [18]此『書』之所謂也「德幾無小」者也。故壹德  
 一士、猶生其身。兄(況)德萬 [19]人虐。故『詩』曰「赳赳武夫、  
 公侯之干城」、「濟濟多士、文王以寧」。人君其胡 [20]可以母務愛士。  
 已學(教)、大子用茲念、斯乃受(授)之書、而自身屬(囑)之曰、  
 [21]女(汝)勉毋忘歲九月更旦之馴(訓)。 [22]

「・維の歲九月更旦の日、共大子朝し、周昭文公自身ら之を救  
 するに、茲を用て念うなり。曰く、……車、爲に餼を下し、獨

めて之を餓せしむ。餓人再咽して後に能く視る。宣孟之に問い曰く、「爾何爲れぞ飢えたることは是の若くなる」と。對えて曰く、「臣絳に宦し、歸らんとして糧絶ゆ。行乞を羞じて自ら取るを憎む。故に此の若くに至れり」と。宣孟の脯二胸、拜受すれども敢えて食わず。其の故を問うに、曰く、「臣に老母有り、將に以て之を遺らんとす」と。宣孟曰く、「斯ち之を食らえ、吾更に汝に子えん」と。乃ち之に脯二束と餘布百とを賜い、遂に去りて上にく。處ること三年、晉の靈公宣孟を殺さんと欲す。土を房中に伏して以て待つ。酒を發し、宣孟之を知り、中飲にして出づ。靈公房中の土をして疾く追いて之を殺さしめんとす。一人追うこと疾く、先ず宣孟に及び、宣孟の面を見て、曰く、「欸、君なるか。請う君が爲に反り死せん」と。宣孟曰く、「而の名は誰とか爲す」と。反り走り、且つ對えて曰く、「何ぞ名を以てするかと爲さん。臣其れ桑下に委ぬるの餓人なり」と。還り鬪いて死す。宣孟遂に生きたり。此れ『書』の所謂「幾いを徳て小とする無き」者なり。故に壹一士に徳るも、猶お其の身を生かせり。況んや萬人を徳るをや。故に『詩』に「赳赳たる武夫は、公侯の干城」、「濟濟たる多士、文王以て寧んず」と曰う。人君其れ胡ぞ以て士を愛するに務めざるべけんや。已に教え、大子茲を用て念い、斯乃ち之に書を授け、而して自身ら之に囑して曰く、汝勉めて歳七月更旦の訓を忘れること毋かれ、と。」

この箇所は、『呂氏春秋』慎大覽・報更と關連が深い。

昔、趙宣孟將士之絳、見飢桑之下有餓人臥不能起者。宣孟止車、爲之下食、蠲而餽之。再咽而後能視。宣孟問之曰、「女何爲而餓若是。」對曰、「臣宦於絳、歸而糧絶。羞行乞而憎自取。故至於此。」宣孟與脯二胸。拜受而弗敢食也。問其故。對曰、「臣有老母、將以遺之。」宣孟曰、「斯食之、吾更與女。」乃復賜之脯二束與錢百、而遂去之。處二年、晉靈公欲殺宣孟。伏土於房中以待之、因發酒於宣孟。宣孟知之、中飲而出。靈公令房中之士疾追而殺之。一人追、先及宣孟、面之曰、「嘻、君擢。吾請爲君反死。」宣孟曰、「而名爲誰。」反走對曰、「何以名爲。臣飢桑下之餓人也。」還鬪而死。宣孟遂活。此『書』之所謂「德幾無小」者也。宣孟德一士猶活其身。而況德萬人乎。故『詩』曰、「赳赳武夫、公侯干城」、「濟濟多士、文王以寧」。人主胡可以不務哀士。士其難知。唯博之爲可、博則無所遁矣。

昔、趙宣孟將に上絳に之かんとし、飢桑の下に餓人の臥して起つこと能わざる者有るを見る。宣孟車を止め、之が爲に食を下し、蠲めて之を餽せしむ。再咽して後に能く視る。宣孟之に問いて曰く、「女何爲れぞ飢えたることは是の若くなる」と。對えて曰く、「臣絳に宦し、歸らんとして糧絶ゆ。行乞を羞じて自ら取るを憎む。故に此に至れり」と。宣孟脯二胸を與う。拜受すれども敢えて食わず。其の故を問う。對えて曰く、「臣に老母有り、將に以て之を遺らんとす」と。宣孟曰く、「斯ち之を食らえ、吾更に女に與えん」と。乃ち復た之に脯二束と錢百とを賜い、而して遂に之を去る。處ること二年、晉の靈公宣孟を殺さんと欲す。

士を房中に伏して以て之を待ち、因りて酒を宣孟に發す。宣孟之を知り、中飲にして出づ。靈公房中の士をして疾く追いて之を殺さしめんとす。一人追うこと疾く、先ず宣孟に及び、之に面して曰く、「噫、君擧せよ。吾請う君が爲に反り死せん」と。宣孟曰く、「而の名は誰とか爲す」と。反り走るもの對えて曰く、「何ぞ名を以てすること爲さん。臣は散桑の下の餓人なり」と。還り鬪いて死す。宣孟遂に活きたり。此れ『書』の所謂「幾いを徳て小とする無き」者なり。宣孟一士に徳るも猶お其の身を活かせり。而るを況んや萬人に徳るをや。故に『詩』に曰く、「趙趙たる武夫は、公侯の干城」、「濟濟たる多士、文王以て寧し」と。人主胡ぞ以て士を哀れむに務めざるべけんや。士は其れ知り難し。唯だ博きをのみ之れ可と爲す。博ければ則ち通るる所無し。

趙宣孟（趙盾）が倒れていた餓人に食糧を與えたところ、餓人はそれを食べなかつた。理由をたずねると、自分の老母に與えるためだと言ふ。そこで宣孟は、餓人に食糧と金錢を與えてその場を去つた。二年後、晉の靈公が宣孟を殺そうとした際、伏兵の中にその餓人がおり、命がけで宣孟を助け、逃がすことに成功した、という内容である。この箇所引用されている『詩』は、一つは、『詩經』國風・周南・免置である。

肅肅免置、椽之丁丁。趙趙武夫、公侯干城。肅肅免置、施于中遠。趙趙武夫、公侯好仇。肅肅免置、施于中林。趙趙武夫、公侯

腹心。

肅肅たる免置、之を椽つこと丁丁。趙趙たる武夫は、公侯の干城。肅肅たる免置、中遠に施す。趙趙たる武夫は、公侯の好仇。肅肅たる免置、中林に施す。趙趙たる武夫は、公侯の腹心。（しつかりと張りつめたうさぎ網、とんとんと杭を打つ。たくましき男子は、公侯の護衛。しつかりと張りつめたうさぎ網を、高い丘の上にしかける。たくましき男子は、公侯の仲間。しつかりと張りつめたうさぎ網を、郊外の林にしかける。たくましき男子は、公侯の腹心。）

ここでは、徳による感化が行われていれば、しつかりと張りつめたうさぎ網をしかけるようなたくましい野人であっても君主の護衛になるとされる。『呂氏春秋』慎大覽・報更や『說苑』復恩の内容は『周駟』とほぼ同じであり、引用されている『詩』も一致する。また、その『詩』の後の「人君胡可以不務愛士乎」と「人主胡可以不務哀士」もほぼ同内容である。王先謙はこの詩を魯詩と見なしている。

もう一つは、『詩經』大雅・文王之什・文王の「濟濟多士、文王以寧」であり、これは周の文王の徳について述べた箇所である。

世之不顯、厥猶翼翼。思皇多士、生此王國。王國克生、維周之楨。濟濟多士、文王以寧。

世の之に不いに顯らかにして、厥れ猶て翼翼たり。思れ皇いなる多士、此の王國に生まる。王國に克く生まる、維れ周の楨。濟

濟たる多士、文王以て寧んず。

（代々輝ける士はこんなにも多いのか。偉大なる多き士は、この國に生まれた。この國によくぞ生まれた、これぞ周の支えである。偉大なる多き士よ、おかげで文王も安心なされる。）

この詩は、實際は、才能ある賢人を任用することの重要性を強調している。『韓詩外傳』と『新序』雑事では、この詩を何度も引用している。劉向の意圖としては、當時在位していた成帝を諫めるためにこの詩を引用し、文王にならって才能ある賢人を任用すべきことを説いたのであろう。

(3)と(4)はともに、徳の高い君主の行動により、以前に君主が助けた者たちが、君主の危機を救ったという内容であり、君主の徳による感化を強調している。特に注目すべきは、(4)の「哀士」である。この故事の中で、飢餓で瀕死の者は趙宣孟とは面識がない士であったにもかかわらず、趙宣孟の心に哀れみが生じたことで救済されている。また、その士の孝の心も趙宣孟を感動させている。一方、『韓詩外傳』や『新序』のこの詩と關わる故事には「哀」の情についての記述はなく、簡文の詩の引用状況は『說苑』に最も近い。この故事は『呂氏春秋』報更に收められており、報更と『說苑』復恩の主題は一致している。報更に引用されている詩について、高誘の注に、文王は多くの士とともに周王朝を建て、趙宣孟は餓人によって危機を免れたとある。ここでは明らかに、君主が士を愛し、そのために士は君主の危機を救ったことが示されている。高誘は魯詩を學んだ學者であると

され、高誘による『呂氏春秋』のこの故事とその詩の見解は、劉向とも一致する<sup>10)</sup>。したがって、『周駟』に引用されている詩も、魯詩の見解である可能性がある。

以上のように、『周駟』が引用する『詩』には具體的な故事の對應がある。これは戰國時代後期から漢代の儒家が『詩經』を引用して説く際にしばしば見られる方式と共通する。たとえば、劉向の『列女傳』『新序』『說苑』などは、各章が『詩』曰（云）「〜〜」、此之謂也」などで締め括られ、教訓的な故事集の體裁をとる<sup>11)</sup>。時代が近いテキストは『韓詩外傳』であり、時代が早いものは戰國秦漢時代の諸子の著作である。これらは『周駟』の構成と類似しており、當時このような形式が比較的流行していたことが窺える。

## 小結

以上、本論では、北大漢簡『周駟』に引用されている『詩』を中心に検討してきた。『周駟』が引用する『詩』は、傳世本の毛詩とほとんど同じである。整理者は『周駟』が引用する『詩』は戰國時代以前にすでに定型となっていた『詩經』であると見なしており、この見解についてはおそらく問題はない。しかし、儒家の文獻と比べると、黄老文獻ではこのような形で『詩』を引用することはなく、『周駟』を黄老文獻と見なすことには疑問が残る。

また、『周駟』が引用する『詩』の多くは具體的な故事との對應がある。これは戰國時代から漢代初期にかけての儒家が『詩』を引用する際にしばしば見られる方式であり、黄老學派の習慣ではないと考え

られる。たとえば、劉向の『列女傳』『說苑』『新序』の各章の最後にはいずれも『詩』曰(云)々々、此之謂也」等の記載があり、このような教訓的故事集の體裁は、『周馴』とも共通する。

『周馴』における『詩』の引用部分については、國を治める君としての在り方、徳の高い理想の君主について述べられており、儒家の思想に近いと言える。四家詩の問題は複雑であるが、『周馴』が引用する『詩』の解釋について言えば、魯詩に比較的近く、毛詩との関係はそれほど明確ではないと言えるであろう。

本論では、『周馴』に引用されている『詩』とその關連する故事とついでに考察にとどまった。『周馴』には他にも傳世文獻の引用が多数見られるため、それらを含めて総合的に検討し、『周馴』の文獻的性格や成立年代等の問題について考える必要があろう。これについては、別稿において改めて考察したい。

### 【附記】

本稿は、學會發表「北大漢簡『周馴』引『詩』考」(東アジア文化交渉學會第九回國際學術大會、於北京外國語大學、二〇一七年五月)および「北大漢簡《周馴》所引《詩》的思想史研究」(中國簡帛學國際論壇二〇一七「新出土戰國秦漢簡牘研究」、於武漢大學、二〇一七年一月)を経た後、第六〇回漢字學研究會(二〇一八年一月二〇日)において發表し、それに修訂を加えて定稿としたものである。漢字學研究會の先生方には『周馴』をめぐるさまざまな問題について貴重なご意見を頂戴したが、その検討には時間を要すると判断したため、本

稿では『詩』のみの考察とし、今後の課題とさせていただきます。関係者各位に對し、この場をお借りして感謝申し上げます。

本研究は、日本學術振興會科學研究費補助金(JSPS 課題番号16K16701)の研究成果の一部である。

### 注

- (1) 程少軒氏は、北大漢簡『周馴』の體例と思想の主旨が道家文獻とは大きく異なることにより、『周馴』は『漢書』藝文志・道家類の『周訓』ではなく、同名の別の書であろうと指摘している(程少軒「談談北大漢簡《周馴》的幾個問題」、復旦大學出土文獻與古文字研究中心編『出土文獻與古文字研究』第五輯、二〇一三年九月)。先行研究の詳細については、『北京大學藏西漢竹書(叁)』所収の韓巍氏の論文「西漢竹書《周馴》若干問題的探討」の中で紹介されている。また、村田進氏は『周馴』と『文子』の關連性を指摘している(村田進「北京大學藏漢簡《周馴》について」、中國藝文研究會編『學林』第六二號、二〇一六年三月)。
- (2) 王先謙『詩三家義集疏』(中華書局、二〇一一年、一二六―一二九頁)。
- (3) 王先謙『詩三家義集疏』、六九一頁。
- (4) 王先謙『詩三家義集疏』、一〇四一頁。
- (5) 王先謙『詩三家義集疏』、一〇四〇頁。
- (6) 王先謙『詩三家義集疏』、九二〇頁。
- (7) 王先謙『詩三家義集疏』、四五頁。
- (8) 石光瑛『新序校釋(中)』、中華書局、二〇〇九年、四七六頁。
- (9) この話が見える最も古い文獻は『左傳』宣公二年であり、『說苑』に掲載されているのはおそらく『呂氏春秋』から取ったものである。許維適『呂氏春秋集釋(下)』(中國書店、一九八五年)一六四頁、向宗魯『說苑校證』(中華書局、二〇〇九年)一二八頁など参照。
- (10) なお、下見隆雄『劉向『列女傳』の研究』(東海大學出版會、一九八九年)所収、序論篇第三章『列女傳』と三家詩の關係について——『列女傳』魯詩說への疑義——では、『列女傳』において劉向が引用する『詩』は魯詩であるという説について疑問を呈し、「これが魯詩説というような固定的な傳統學説にしばられるのではなく、作者の基本的姿勢である創作的態度の觀點から、その傳に必要なふさわしい解釋が各々選ばれ創られているものとして、すべて改めて見なおされるべきであろう」(一一一頁)と述べて

いる。

(11) 『新序』や『說苑』に引用されている『詩』およびその故事については、向宗魯『說苑校證』と石光英『新序校釋』においてすでに説明されている。とりわけ後者は、引用された『詩』と四家詩の關係について詳細に分析しているため、ここでは逐一挙げない。

(12) たとえば、王啓敏氏によると、『說苑』や『新序』に引用された詩について、劉向は、大部分がすでに原型をとどめていないと見なしている。そして王氏は、劉向の編纂方法は、『韓非子』儲説・說林の形式を發展させたものであると述べる。王啓敏『劉向新序說苑研究』（安徽大學出版社、二〇一一年）、一九三頁参照。

（大阪大學大學院文學研究科助教）